

津波対策編

津波対策編 目 次

総 則		
第1章 総 則		頁
第1節 計画の目的		1
	危機管理課	1
第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱		1
1 市	危機管理課	1
2 消防本部	危機管理課（駿東伊豆消防本部）	2
3 静岡県	危機管理課	2
4 指定地方行政機関	危機管理課	2
5 指定公共機関	危機管理課	5
6 指定地方公共機関	危機管理課	7
7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	産業振興部 健康づくり課 広報課 危機管理課	8
8 自衛隊	危機管理課	8
第3節 予想される災害		8
1 第4次地震被害想定	危機管理課	9
2 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波（東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震等）の被害想定の結果	危機管理課	9
3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波（南海トラフ巨大地震）の被害想定の結果	危機管理課	9
4 相模トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波（大正型関東地震）の被害想定の結果	危機管理課	9
5 相模トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波（元禄型関東地震）の被害想定の結果	危機管理課	10
6 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する新レベル1地震の津波（宝永型地震、安政東海型地震、5地震総合モデル）の想定結果	危機管理課	10
7 遠地津波	危機管理課	10
発 災 前		
第2章 平常時対策		頁
第1節 防災思想の普及		11
	危機管理課	11
第2節 自主防災活動		11
	危機管理課	11
第3節 津波避難訓練の実施		11
市の計画	危機管理課	11
第4節 津波災害予防対策の推進		11
1 避難計画の策定	危機管理課 道路建設課 まちづくり政策課	12
2 平常時に実施する災害予防措置	危機管理課 水産海浜課 観光戦略課	12
3 津波に強いまちづくり	危機管理課 政策企画課 道路建設課 まちづくり政策課	13
4 津波避難施設等の整備	危機管理課 水産海浜課 水道部	15

発 災 後

第3章 災害応急対策		頁
第1節	計画の目的	17
	危機管理課	17
第2節	防災関係機関の活動	17
	危機管理課	17
第3節	情報活動	17
	津波警報等の種類	危機管理課
第4節	広報活動	21
	広報課 危機管理課	21
第5節	災害の拡大防止活動	21
	1 水防活動	危機管理課 総務課 契約検査課 政策企画課 水産海浜課 河川課
	2 人命の救出活動	危機管理課 人事課
第6節	避難活動	22
	1 避難対策	危機管理課 地域自治課 広報課 福祉事務所 総務課 契約検査課 政策企画課 水産海浜課 観光戦略課 道路管理課 道路建設課
	2 避難所の設置及び避難生活	危機管理課 地域自治課 健康づくり課 福祉事務所 水産海浜課 教育委員会事務局 住宅政策課 公共建築課
第7節	広域応援活動	27
	1 市	危機管理課 政策企画課 総務課 契約検査課
	2 自衛隊の支援	危機管理課 政策企画課 総務課 契約検査課
	3 海上保安庁の支援	危機管理課 政策企画課 総務課 契約検査課
第8節	地域への救援活動	28
	防疫活動	健康づくり課 クリーンセンター管理課 クリーンセンター収集課 新中間処理施設整備室
第9節	市有施設及び設備等の対策	29
	公共施設等	地域自治課 水産海浜課 道路建設課 道路管理課 河川課

第1章

総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき作成する「沼津市地域防災計画」の「津波対策編」として定めるものであり、大規模地震特別措置法第6条の規定に基づく「地震防災強化計画」、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条の規定に基づく、「南海トラフ地震防災対策推進計画」及び首都直下地震対策特別措置法第22条の規定に基づく「首都直下地震地方緊急対策実施計画」を含むものである。

「津波対策編」は、以下の各章から構成する。なお、「災害予防計画」及び「災害応急対策計画」については、「共通対策編」、「地震防災施設緊急整備計画」及び「復旧・復興対策」については、「地震対策編」によるものとする。

・第1章 総則

(計画の目的、防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱、予想される災害)

・第2章 平常時対策

(防災思想の普及、自主防災活動、防災訓練の実施、津波災害予防対策の推進)

・第3章 災害応急対策

(計画の目的、防災関係機関の活動、情報、広報、災害の拡大防止、避難、広域応援、地域への救援活動及び市有施設・設備等の対策)

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市、消防本部、県及び本市を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他の防災上重要な施設の管理者及び地震防災応急計画又は南海トラフ地震防災対策計画(以下「対策計画」という。)を作成すべき者は、南海トラフ地震等の防災対策を行うものとし、それぞれが実施すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

1 市

- (1) 津波防災に関する組織の整備
- (2) 自主防災組織の育成指導その他市民の津波対策の推進
- (3) 防災思想の普及
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 津波防災のための施設等の緊急整備
- (6) 大津波警報、津波警報、津波注意報その他津波に関する情報の収集、伝達及び広報
- (7) 避難指示に関する事項
- (8) 消防、水防その他の応急措置
- (9) 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項
- (10) 災害時における市有施設及び設備の整備又は点検
- (11) 緊急輸送の確保
- (12) 食料、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施
- (13) その他津波災害発生の防止又は拡大防止のための措置

2 消防本部

- (1) 津波警報等その他津波に関する情報の収集、伝達及び広報
- (2) 住民の安全避難の確保
- (3) 消防施設、消防本部体制の整備又は点検
- (4) 被災者の救助、救急に関すること
- (5) 津波対策活動中の火災防御
- (6) 他消防機関への応援要請
- (7) 市、関係機関との連絡調整に関すること

3 静岡県

- (1) 津波防災に関する組織の整備
- (2) 自主防災組織の育成指導その他県民の津波対策の促進
- (3) 防災思想の普及
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 津波防災のための施設等の緊急整備
- (6) 大津波警報、津波警報、津波注意報その他津波に関する情報の収集、伝達及び広報
- (7) 避難指示に関する事項
- (8) 水防その他の応急措置
- (9) 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項
- (10) 災害時における県有施設及び設備の整備又は点検
- (11) 犯罪の予防、交通の規制その他の社会秩序の維持
- (12) 緊急輸送の確保
- (13) 食料、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施
- (14) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の災害応急対策の連絡調整
- (15) その他津波災害の発生の防止又は拡大防止のための措置

4 指定地方行政機関

- (1) 警察庁関東管区警察局
 - ① 管区内各警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること
 - ② 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること
 - ③ 管区内防災関係機関との連携に関すること
 - ④ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること
 - ⑤ 警察通信の確保及び統制に関すること
 - ⑥ 津波、噴火警報等の伝達に関すること
- (2) 総務省東海総合通信局
 - ① 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理
 - ② 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理
 - ③ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査
 - ④ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与
 - ⑤ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること

- ⑥ 非常通信協議会の運営に関する事
- (3) 財務省東海財務局（静岡財務事務所沼津出張所）
 - ① 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関する事
 - ② 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関する事
- (4) 厚生労働省東海北陸厚生局
 - ① 災害状況の情報収集、連絡調整
 - ② 関係職員の派遣
 - ③ 関係機関との連絡調整
- (5) 厚生労働省静岡労働局（沼津労働基準監督署）
 - ① 事業場に対する津波防災対策の周知指導
 - ② 事業場等の被災状況の把握
- (6) 農林水産省関東農政局
 - ① 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関する事
 - ② 応急用食料・物資の支援に関する事
 - ③ 食品の需給・価格動向の調査に関する事
 - ④ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関する事
 - ⑤ 飼料、種子等の安定供給対策に関する事
 - ⑥ 病虫害防除及び家畜衛生対策に関する事
 - ⑦ 営農技術指導及び家畜の移動に関する事
 - ⑧ 被害農業者及び消費者の相談窓口に関する事
 - ⑨ ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関する事
 - ⑩ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関する事
 - ⑪ 被害農業者に対する金融対策に関する事
- (7) 農林水産省関東農政局（静岡県拠点）

食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
- (8) 国土地理院中部地方測量部
 - ① 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。
 - ② 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。
 - ③ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。
 - ④ 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。
- (9) 林野庁関東森林管理局

災害復旧用材（国有林材）の供給
- (10) 経済産業省関東経済産業局
 - ① 生活必需品、復旧資材等防止関係物資の円滑な供給の確保に関する事
 - ② 商工鉅業の事業者の業務の正常な運営の確保に関する事
 - ③ 被災中小企業の振興に関する事
 - ④ 電気の安定供給に関する事
 - ⑤ ガスの安定供給に関する事
- (11) 経済産業省関東東北産業保安監督部
 - ① 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関する事

- ② 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること
 - ③ 電気の安全確保に関すること
 - ④ ガスの安全確保に関すること
- (12) 国土交通省中部地方整備局（沼津河川国道事務所）
- 管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。
- ① 災害予防
 - ア 所管する施設の耐震性の確保
 - イ 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実
 - ウ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
 - エ 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用
 - オ 港湾における緊急物資輸送ルートの確保に関する計画、指導及び事業実施
 - ② 初動対応

地方整備局災害対策本部等からの指示により、情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。
 - ③ 応急・復旧
 - ア 防災関係機関との連携による応急対策の実施
 - イ 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保
 - ウ 所管施設の緊急点検の実施
 - エ 海上の流出油災害に対する防除等の措置
 - オ 県及び市町からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付
 - カ 航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保
- (13) 国土交通省中部運輸局（静岡運輸支局）
- ① 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達
 - ② 海上における物資及び旅客の輸送を確保するための船舶の調達あっせん、特定航路への就航勧奨
 - ③ 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導
 - ④ 緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制の強化、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保
 - ⑤ 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置
 - ⑥ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督
 - ⑦ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督
 - ⑧ 陸上における物資及び旅客輸送を確保するための、自動車の調達あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導
 - ⑨ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備
 - ⑩ 特に必要と認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令
 - ⑪ 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。
- (14) 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）

- ① 大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報等の発表又は通報並びに解説
 - ② 津波観測施設の整備並びに観測機器の保守
 - ③ 津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力
 - ④ 異常現象に関する情報が市長から通報された場合、速やかに気象庁本庁に報告し、適切な措置を講ずること
- (15) 海上保安庁第三管区海上保安本部
- ① 船舶等に対する津波に関連する情報の情報伝達、船舶のふくそうが予想される海域において、必要に応じた船舶交通の整理・指導
 - ② マリンレジャー等を行っている者に対する津波に関する情報の伝達
 - ③ 海上における人命救護、海難船舶等の救助
 - ④ 海上における治安の維持、海上交通の安全確保
 - ⑤ 危険物及び油の流出等海上災害に対する応急措置
- (16) 環境省関東地方環境事務所
- ① 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
 - ② 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
 - ③ 行政機関等との連絡調整、動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
- (17) 環境省中部地方環境事務所
- 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
- (18) 防衛省南関東防衛局
- ① 所管財産使用に関する連絡調整
 - ② 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整
 - ③ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

5 指定公共機関

- (1) 日本郵便株式会社東海支社
- ① 郵便事業の運営に関すること
 - ② 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保すること
 - ③ 施設等の被災防止に関すること
 - ④ 利用者の避難誘導に関すること
- (2) 日本銀行
- ① 通貨の円滑な供給の確保
 - ② 現金供給のための輸送、通信手段の確保
 - ③ 金融機関の業務運営の確保に係る措置
 - ④ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
 - ⑤ 各種措置に関する広報
- (3) 日本赤十字社静岡県支部
- ① 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること
 - ② 血液製剤の確保及び供給のための措置
 - ③ 被災者に対する救援物資の配布
 - ④ 義援金の募集
 - ⑤ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整
 - ⑥ その他必要な事項
- (4) 日本放送協会（静岡放送局）

- ① 津波災害に関する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の津波防災に関する認識の向上
- ② 臨時ニュースの編成メディアを有効に活用し、津波に関する情報の正確迅速な提供に努めること
- ③ 地方公共団体等の要請に基づき、予報、警報、警告等の放送を行うこと
- ④ 放送施設、設備の災害予防のため、防災施設、設備の整備をすすめること
- (5) 中日本高速道路株式会社東京支社（御殿場保全・サービスセンター）
 - ① 交通対策に関すること
 - ② 災害応急対策に関すること
- (6) 東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社
 - ① 津波警報等の伝達
 - ② 列車の運転規制措置
 - ③ 旅客の避難、救護
 - ④ 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報
 - ⑤ 津波発生後に備えた資機材、人員等の配備手配
 - ⑥ 施設等の整備
- (7) 西日本電信電話株式会社、株式会社N T T ドコモ東海支社
 - ① 災害時における重要通信の確保
 - ② 災害時における通信疎通状況等の広報
 - ③ 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配
- (8) 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社
 防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保
- (9) 東京電力パワーグリッド株式会社（静岡総支社）
 - ① 災害時における電力の緊急融通等による電力供給の確保
 - ② 復旧用資材等の整備
 - ③ 電力施設の災害予防措置及び広報の実施
- (10) 電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社
 - ① 災害時における電力施設の巡視、点検等災害予防措置
 - ② 災害予防広報
- (11) KDD I 株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社
 重要な通信を確保するために必要な措置の実施
- (12) 一般社団法人日本建設業連合会中部支部、一般社団法人全国中小建設業協会
 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
- (13) 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス
 - ① 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施
 - ② 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する
- (14) 岩谷産業株式会社、アストモスエネルギー株式会社、株式会社ジャパングスエナジー、ENEOS グローブ株式会社、ジクシス株式会社
 LP ガスタンクローリー等によるLP ガス輸入基地、2次基地から充填所へのLP ガスの配送

6 指定地方公共機関

- (1) 静岡ガス株式会社（東部支社）
 - ① 需要家に対する都市ガスによる災害の予防広報
 - ② 災害時におけるガス供給の確保
 - ③ 施設設備の耐震予防対策の実施
 - ④ 災害令時における防災広報、施設の点検等災害予防措置
- (2) 一般社団法人静岡県LPガス協会（東部支部）
 - ① 需要家に対するLPガスによる災害の予防広報
 - ② 協会加入事業所による施設設備の耐震化等の予防対策の実施
 - ③ 災害時における防災広報並びに協会加入事業所の施設の点検等災害防止措置の実施
 - ④ 燃料の確保に関する協力
 - ⑤ 協会加入事業所による被害状況調査及び応急復旧
- (3) 千鳥観光汽船株式会社
 - ① 津波警報等津波に関する情報の伝達
 - ② 船舶の運航規制措置
 - ③ 船舶の運航状況、乗客の避難状況等の広報
- (4) 一般社団法人静岡県トラック協会（東部支部）、一般社団法人静岡県バス協会（東部支部）、商業組合静岡県タクシー協会（沼津支部）
防災関係機関の要請に基づき、加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保
- (5) 静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社
 - ① 津波防災に関するキャンペーン番組、定時ニュース番組等による防災知識の普及
 - ② 災害時において特別番組を編成し、津波警報等津波に関する情報、国、県、市町、防災関係機関等の防災活動状況を放送すること
 - ③ 放送施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備
- (6) 一般社団法人静岡県医師会、一般社団法人静岡県歯科医師会、公益社団法人静岡県看護協会、公益社団法人静岡県病院協会、公益社団法人静岡県薬剤師会
 - ① 医療救護施設等における医療救護活動の実施
 - ② 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。）
 - ③ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）
- (7) 社団法人静岡県警備業協会
災害時の道路交差点等での交通整理支援
- (8) 土地改良区
 - ① 災害予防
 - ② 応急・復旧
 - ア 関係機関との連携による応急対策の実施
 - イ 所管施設の緊急点検
 - ウ 農業用水及び非常用水の確保
- (9) 公益社団法人静岡県栄養士会
 - ① 要配慮者等への食料品の供給に関する協力
 - ② 避難所における健康相談に関する協力
- (10) 一般社団法人静岡県建設業協会

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) 産業経済団体

農業協同組合、漁業協同組合、事業協同組合、商工会議所などは、以下について協力する。

- ① 防災対策の指導
- ② 必要資機材、融資の斡旋等
- ③ 災害時の被害状況調査等

(2) 医療機関、厚生社会事業団

一般社団法人沼津医師会、一般社団法人沼津市歯科医師会、一般社団法人沼津薬剤師会及び社会福祉関係機関は、被災者の救急及び保護対策について協力する。

(3) エフエムぬまづ株式会社

災害情報その他災害広報について協力する。

(4) 防災上重要な施設の管理者

危険物取扱施設など防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急復旧を実施する。

また、沼津市その他の防災関係各機関の防災活動について協力する。

8 自衛隊

(1) 陸上自衛隊東部方面隊ほか

- ① 災害時における人命又は財産保護のための救援活動
- ② 災害時における応急復旧活動

(2) 海上自衛隊横須賀地方隊ほか

- ① 災害時における人命保護のための救助
- ② 災害時における応急復旧活動

(3) 航空自衛隊第1航空団（浜松基地）ほか

- ① 災害時における人命保護のための救助
- ② 災害時における応急復旧活動

第3節 予想される災害

本市に著しい被害を発生させるおそれがある地震・津波としては、その発生の切迫性が指摘されている駿河湾及び駿河トラフ付近におけるプレート境界を震源域とする東海地震（マグニチュード8クラス）がある。このほか、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震として、東南海地震や南海地震（それぞれマグニチュード8クラス）があり、また、これらの地震が連動して、あるいは時間差を持って発生する可能性も考えられる。一方、相模トラフ・相模湾側では、大正型関東地震（マグニチュード7.9程度）や神奈川県西部を震源域とするマグニチュード7クラスの地震がある。

また、東日本大震災の教訓として「想定外は許さない」という観点から、発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波として、南海トラフ巨大地震（マグニチュード9クラス）や元禄型関東地震（マグニチュード8.1程度）などの巨大地震についても発生することを想定する必要がある。

この他、山梨県東部や伊豆半島、静岡県中部などを震源とする地震活動にも注意を払っておく必要がある。

津波については、上記地震によるものの他、南北アメリカ大陸沿岸等の環太平洋地域で発生した地震による遠地津波についても警戒が必要である。

1 第4次地震被害想定

地震によって、県下の各地でどのような現象が発生し、どの程度の被害を受けるかを定量的に試算した結果を示し、的確かつ効果的な防災対策の樹立に資するものである。

試算については、本県において、最大級の災害が想定される地震として、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」などを踏まえ、駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生するレベル1・2の地震・津波を対象とした。なお、試算に用いた断層モデルは、現時点での科学的知見に基づき検討されたものであり、今後の科学的知見の蓄積を踏まえて検証され、場合によっては修正される可能性があることに留意するものとする。

区分	レベル1の地震・津波	レベル2の地震・津波
駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 宝永型地震（※1） 安政東海型地震（※1） 5地震総合モデル（※1）	南海トラフ巨大地震（内閣府（2012））
相模トラフ沿いで発生する地震・津波	大正型関東地震	元禄型関東地震（※2） 相模トラフ沿いの最大クラスの地震（内閣府（2013））

※1 本県の津波浸水想定に必要な範囲で内閣府と相談しながら新しい知見に基づく独自の津波断層モデルを、検討対象に追加した（平成27年6月）。

※2 相模トラフ沿いでは約200～400年間隔で海溝型（プレート境界型）の地震が発生しており、このうち元禄16年（1703年）元禄関東地震は大正12年（1923年）大正関東地震に比べ広い震源域を持つ既往最大の地震とされている。

注）内閣府（2012）：南海トラフ巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）について（以下同じ）

内閣府（2013）：首都直下のM7クラスの地震及び相模トラフ沿いのM8クラスの地震等の震源断層モデルと震度分布・津波高等に関する報告書

なお、この試算値は、今後、適切かつ効果的な地震対策の推進、さらに県民の防災への自助・共助の努力を積み重ねることによって、大幅に減少させることができると考えられる。

2 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波（東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震等）の被害想定の結果

（地震対策編 第1章 第2節「予想される災害」参照）

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波（南海トラフ巨大地震）の被害想定の結果

（地震対策編 第1章 第2節「予想される災害」参照）

4 相模トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波（大正型関東地震）の被害想定の結果

（地震対策編 第1章 第2節「予想される災害」参照）

5 相模トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波(元禄型関東地震)の被害想定の結果

(地震対策編 第1章 第2節「予想される災害」参照)

6 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する新レベル1地震の津波(宝永型地震、安政東海型地震、5地震総合モデル)の想定結果

(地震対策編 第1章 第2節「予想される災害」参照)

7 遠地津波

チリ沖地震のように南北アメリカ大陸沿岸等の環太平洋地域で発生した地震による遠地津波についても警戒が必要である。

(1) 概要

遠地津波は、国外など遠方で発生する地震により生じた津波である。

遠地津波は、海溝型巨大地震に伴って発生するものであるが、地球上の海溝の大部分が太平洋にあり、環太平洋地震地帯を作っているため、日本には太平洋各地から遠地津波が襲来する。

過去の遠地津波で大津波を記録したのは、チリ海溝及び千島・カムチャッカ海溝等で起きた地震に伴う津波である。

過去の事例によると、遠地津波が襲来するまでのおおよその時間については、チリ沖地震の場合で24時間後、インドネシア・パプアニューギニアの場合で6～7時間後、千島・カムチャッカ半島の場合で3時間後に第一波が到達する場合がある。

(2) 特徴等

津波が遠地で起きる地震で発生するため、地震の揺れを感じることもなくとも津波に襲われる。

遠地津波は途中経路の地形により様々な屈折や反射をしながら伝わる。そのため、遠地津波は一般に近地津波に比べて津波の減衰が遅くなり、すなわち津波の継続時間が長くなる傾向がある。例えば、チリ沖地震では津波が1日続き、インドネシアの地震では6～8時間継続したことがある。

遠地津波では、到着途中での反射などにより、最大波が第1波のかなり後に襲来することがあり、第3波や第4波が最大波となることがある。

遠地津波は、地震を感じることなく不意に襲来することや継続時間が長いことから、早期に津波関連情報を取得し、避難態勢や防災体制を確立することや、津波警報が解除されるまで避難態勢を維持することが重要である。

第2章

平常時対策

第1節 防災思想の普及

(共通対策編 第2章 第3節「防災知識の普及計画」に準ずる。)

第2節 自主防災活動

(共通対策編 第2章 第6節「自主防災組織の育成」に準ずる。)

第3節 津波避難訓練の実施

津波災害発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。

市民は自主防災組織及び事業所等の防災組織の構成員として、市や県の実施する訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得するものとする。

また、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者の支援体制の整備に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

市の計画

(1) 訓練の内容

市は、国、県、他市町及び防災関係機関と共同し、又は単独で津波避難訓練を行う。

- ① 3月11日を含む10日間で「津波対策推進旬間」と定められており、津波危険地域及び津波避難訓練対象区域において実施する。
- ② この訓練は、「大津波警報」が発表されたことを想定するものとし、県が作成した訓練内容に関する指針を参考に実施する。
- ③ 訓練に当たっては、要配慮者の避難誘導、救出・救助、自主防災組織と事業所等との連携による防災活動など、地域の特性に配慮して実施するものとする。
- ④ 津波避難訓練は、年1回以上実施する。
- ⑤ 訓練に市民等の積極的参加を求め、又は訓練に伴う混乱を防止するため必要な広報を行う。

(2) 県及び防災関係機関の防災訓練に対する協力等

- ① 市は、県及び防災関係機関に対し、市が実施する訓練に参加するよう要請する。
- ② 市は、県又は防災関係機関が実施する訓練に可能な限り参加、協力する。

第4節 津波災害予防対策の推進

市は、下記の事項及び県が作成する「大規模地震対策」「避難計画策定指針」に留意して、避難計画の策定に努めるものとする。また、市は、津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定する。

市は、津波災害対策の検討において、二つのレベルの津波の想定とそれぞれの対策を進める。

- ・最大クラスの津波に対する住民避難を軸とした総合的な対策
- ・比較的頻度の高い津波に対する海岸保全施設等の整備

市は、静岡県第4次地震被害想定で推計される犠牲者の更なる減少を図るための対策に加え、被災後の市民生活の健全化にも重点を置き、ハード・ソフト両面から防災・減災対策を推進する。また、その際、市民の参画を進め、国、県と連携し、効率的・効果的な津波対策を進める。

本市は「首都直下地震地方緊急対策実施計画」における首都直下地震緊急対策区域に指定されており、必要な対策の実施期間及び目標等については、「沼津市地震・津波対策アクションプラン」が兼ねるものとする。

1 避難計画の策定

(1) 要避難地区の指定

第4次地震被害想定の結果等から判断して、市地震防災強化計画において明らかにした、津波による浸水の発生の危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として指定する。

(2) 避難対象地区の指定

警戒宣言発令時に避難指示の対象とする地域として、要避難地区のうち津波による浸水の発生の危険が予想される地域を避難対象地区として指定する。

(3) 避難地、津波避難施設、避難路の指定

要避難地区の状況に応じ、住民の避難のための避難地、津波避難施設、避難路等の指定を行う。

① 避難対象地区の住民の避難のため、避難地を指定する。

② 延焼火災発生時における避難のため、広域避難地、幹線避難路を指定する。

また、必要に応じ避難地を指定する。

③ 突発地震発生時の緊急避難の用に供する津波避難ビル等の施設を指定する。

(4) 要避難地区にある自主防災組織は、地域の実情に合わせた津波避難計画書を策定する。

2 平常時に実施する災害予防措置

(1) 避難誘導體制整備

① 市長は、要避難地区の住民に対し、危害の様相、情報伝達手段、情報伝達内容、避難地、避難路、避難施設等避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、高齢者、障がいのある人等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。

② 市は、防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。また、特に市が、消防機関及び水防団による津波からの円滑な避難の確保のために実施すべき事項は、以下のとおりとする。

ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

イ 津波からの避難誘導

ウ 自主防災組織等の津波避難計画書作成等に対する支援

エ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立 等

③ 市は津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。

(2) 要避難地区における予防措置

要避難地区については次の予防措置を講ずる。

① 津波危険予想図

市は、協力して、過去の津波災害事例及び現況調査等を参考に、津波危険予想図を作成し、海拔標示等を行う等、住民への広報に努める。

② 避難方法等の周知

市長は、当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の住民及び船舶等に対

して津波の危険や津波注意報・警報、避難指示の意味合い、避難方法等の周知に努める。

③ 避難対策

市長は、海岸、港湾及び漁港の管理者と協議して、避難地等を標示したわかりやすい案内板を設置するとともに、関係団体の協力を得て要配慮者の避難誘導體制を整備するなど、避難対策等の防災対策を推進する。

市長は、現地の地理に不案内な観光客、出張者等の一時滞在者が想定される場合は、要避難地区であることや想定浸水深、避難地・避難経路等について、看板・チラシ・パンフレット等により広報するなど、一時滞在者の円滑な避難対策に配慮するよう努める。

市は、海浜利用者等がすみやかに津波から避難できるよう、防潮堤に避難口、避難階段等の施設及び誘導のための標識板等の整備に努める。

(3) 南海トラフ地震臨時情報発表時

市長は、南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合には、市等からの指示を受けるまでもなく、直ちに海岸から離れ避難地等へ避難する等、住民のとるべき行動について周知徹底に努める。

(4) 地震発生時

市長は、突発地震に備えるため、建物所有者の協力を得て津波から逃れるための避難ビルの確保に努める。

当該地域の住民に対して、立ってられないほどの強い地震が起こった場合又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合には、市等から指示を受けるまでもなく、直ちに海岸から離れ、避難ビル、高台又は避難地等へ避難する等、住民のとるべき行動について周知徹底に努める。

3 津波に強いまちづくり

(1) 市は、津波から迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、警戒避難体制の整備を進め、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

(2) 市は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画の策定に努めるとともに、短時間で避難が可能となるよう計画的な避難施設の整備、民間施設の活用など、リスク軽減対策を講じながら、津波に強いまちの形成を図るものとする。

(3) 市及び県は、地域防災計画、都市計画、立地適正化計画等の作成に当たり、津波防災の観点を踏まえ、検討段階から共同で取り組むなど、計画相互の有機的な連携を図るものとする。

(4) 市は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため、津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について、検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。

(5) 市は、津波による浸水実績及び津波浸水想定を公表し、安全な土地利用、津波発生時の警戒避難体制の整備を行う。

(6) 市は、行政関連機関、要配慮者にかかる施設については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水の恐れのある場所に立地する場合には、構築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫など施設の防災拠点化を図るものとする。また、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を検討するとともに、「民」の力を活用し、対策をより早く、リスクをより低くすることを目指す。

(7) 市は、最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進めるものとする。

① 津波避難計画・ハザードマップ等の整備促進

ア 市等が作成する津波避難計画やハザードマップ等については、レベル2の津波に対応す

るものとなるよう、第4次被害想定を基に点検、見直しを促進する。

イ 新規に作成する必要がある場合は、早期に作成できるよう、必要に応じて県はその支援に当たるとともに、住民への情報提供を促進する。

ウ 市は、地域防災計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に、人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。

② 適切な避難行動の周知徹底

市民一人ひとりに、津波に関する正確な知識や発災時にとるべき行動を理解いただけるよう、あらゆる機会をとらえて周知を図るとともに、実践的な津波避難訓練を定期的実施する。

③ 市民への伝達手段の多重化・多様化

ア 津波警報等の情報が、市民一人ひとりに迅速に届くよう、防災行政無線や緊急速報メール、視・聴覚的伝達方法等の伝達手段の強化に努める。

イ 市は、赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）による津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるため、国等の関係機関と連携し、普及啓発を図るものとする。

(8) 津波災害警戒区域の指定に伴う実施事項

① 市は、地域防災計画において、次に掲げる事項について定める。

ア 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 警戒区域内に、社会福祉施設又は、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要するものが利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの（以下「避難促進施設」という）がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

オ ア～エに掲げるもののほか、警戒区域における津波による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

② 市は、地域防災計画において前項エに掲げる事項を定めるときは、施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、人的被害を生ずるおそれがある津波に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。

③ 市は、津波防災地域づくり法に基づき指定避難施設が指定されたときは、①イの避難施設に関する事項として、地域防災計画において定めるものとする。併せて、当該指定避難施設の管理者に対する人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を①アに掲げる事項として定めるものとする。

④ 市は、指定避難施設の避難用部分を自ら管理すると認め、施設所有者等との間において管理協定を締結したときは、当該管理協定に係る協定避難施設に関する事項を①イの避難施設に関する事項として定めるものとする。

⑤ 避難促進施設の所有者及び管理者は、以下に掲げる事項について定めた避難確保計画を作成し、これを市長に報告するものとする。

ア 津波発生時における避難促進施設の防災体制

イ 津波発生時における避難促進施設利用者の避難の誘導

ウ 津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施

エ 避難促進施設の利用者の津波の発生時の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項

- ⑥ 市は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努めるものとする。

4 津波避難施設等の整備

- (1) 市は、津波から迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。
- (2) 市は、避難地（屋内施設含む。）・津波避難施設の整備に当たり、できるだけ津波の浸水の危険性が低く、かつ避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によっては更なる避難が可能となる場所に整備するよう努めるものとする。
- (3) 市は、避難路・避難階段の整備に当たってはその周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。
- (4) 避難地（屋内施設含む。）・津波避難施設を津波による浸水の恐れがある場所に整備する場合は、想定浸水深を十分考慮した高さに避難者を受け入れる部分が配置され、かつ、その部分までの避難上有効な階段その他の経路を備えた施設等を整備するものとする。
- (5) 市は、地域住民の津波からの円滑な避難を確保するため、要避難地区等における水道管の破損を防止する措置（耐震性を備えた管路及び配水池緊急遮断弁の整備等）に努めるものとする。

① 津波を防ぐ施設高の確保

レベル1の津波を対象に、施設高の高さが不足している箇所については、津波を防御できる高さまで嵩上げを行う対策を全県的に進めていく。

② 施設の質的強化

津波を防ぐ施設に関して、耐震性を確保（液状化対策等）し、津波が施設を乗り越えた場合にも粘り強く減災効果を発揮する構造（耐浪性があり、洗屈されにくい構造）への改良を行う。

管理施設については、定期的に点検を行うものとする。

また、樋管等の閉門の自動化を推進するものとする。

③ 「静岡モデル」防潮堤の整備

津波を防ぐ施設は、レベル1の津波を防ぐ高さの確保及び質的な強化に加え、津波の到達時間が短く、多くの人口、資産を抱えている低平地では広範囲に甚大な浸水被害が想定されるといふ本県特有の課題に対して、地域住民の合意など条件が整った地域では、既存の防災林、砂丘、道路の嵩上げ・補強等による安全度の向上策「静岡モデル」防潮堤の整備を推進する。整備に当たっては、潜在自然植生、先人の知恵、地域の人々という地域の場の力を活かして行う「ふじのくに森の防潮堤づくり」と連携して推進し、多重防御による津波被害の軽減を図る。

④ 安全な避難空間の確保

レベル2の津波に対しても津波到達時間内に安全に避難できるよう、津波避難ビルの指定、津波避難タワーや命山の設置、避難路の整備等の支援により避難困難エリアの解消に努める。

第3章

災害応急対策

第1節 計画の目的

津波災害が発生した場合の市、防災関係機関等の災害応急対策について定める。

なお、ここに定めのないものについては、「地震対策編」及び「共通対策編」に準ずる。

津波発生時の市及び防災関係機関の組織体制を明らかにし、災害応急対策を円滑に実施することを目的とする。

第2節 防災関係機関の活動

津波発生時の市及び防災関係機関の組織体制の災害応急対策の組織、要員の確保及び活動の概要並びに警戒本部との関連について定める。

(地震対策編 第5章 第2節「防災関係機関の活動」に準ずる。)

第3節 情報活動

情報の収集伝達を迅速かつ的確に実施するため、市、県及び防災関係機関の連携の強化による情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。

詳細については、共通対策編 第3章 第4節「通信情報計画」に準ずる。

なお、南海トラフ地震臨時情報発表時における情報の収集及び伝達体制については、地震対策編 第4章南海トラフ地震臨時情報への対応を参照のこと。

津波警報等の種類

(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

- ① 気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。
- ② 津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分以内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられるおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的な表現で発表する。この場合は、地震発生からおよそ15分程度で求められる、精度の良い地震規模（モーメントマグニチュード）をもとに、予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

ア 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行なわない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	

注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位の差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波警報等の留意事項

- (ア) 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- (イ) 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- (ウ) 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行なう場合がある。

(2) 津波予報区

日本の沿岸は66の津波予報区に分けられている。そのうち、静岡県が属する津波予報区は、以下のとおりである。

静岡県が属する津波予報区

津波予報区	区域	津波警報等を発表する官署
静岡県	静岡県	気象庁

(3) 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

① 津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」参照]
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)
津波に関するその他の情報	津波に関するその他の必要な事項を発表

※1 津波観測に関する情報の発表内容

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

② 最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2 m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2 m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表 (津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

※2 沖合の津波観測に関する情報の発表内容

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ)を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予

報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

- ・ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができていない他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

③ 最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点）

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

④ 津波情報の留意事項等

ア 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- (ア) 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- (イ) 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

イ 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- (ア) 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

ウ 津波観測に関する情報

- (ア) 津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- (イ) 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりもさらに大きな津波が到達しているおそれがある。

エ 沖合の津波観測に関する情報

- (ア) 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- (イ) 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に到着するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(4) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想される とき(津波に関するその他の 情報に含めて発表)	高いところで0.2m未満の海面変動のため被害の心配は なく、特段の防災対応が必要ない旨を発表
津波警報等の解除後も海面変動が 継続するとき(津波に関する その他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する 可能性が高いため、海に入っ ての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

第4節 広報活動

(共通対策編 第3章 第5節「災害広報計画」に準ずる。)

第5節 災害の拡大防止活動

災害の拡大を防止するため、水防活動及び人命の救出活動について、市、自主防災組織並びに市民が実施すべき事項を示す。

1 水防活動

津波に対する水防活動の概要を示す。

なお、水防活動のための水防組織及び水防活動の具体的内容については、沼津市水防計画の定めるところによる。

(1) 水防管理者及び水防管理団体の活動

- ① 津波の襲来が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要とする区域の居住者に対し避難の呼びかけを行う。
なお、呼びかけを行った旨を沼津警察署長に通知するとともに、沼津土木事務所を経由して知事へその旨を報告する。
- ② 水防管理者又は消防機関の長は、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を要請し、緊急を要する場合は、消防団員等の安全を確保した上で必要な措置を行い、被害が拡大しないよう努める。
- ③ 河川、水門、樋門等の管理者は被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに必要な応急措置を講ずるものとする。

(2) 水防活動の応援要請

- ① 水防管理団体は、相互に協力するとともに、必要に応じ応援を要請する。
 - ア 水防管理者は、水防上必要があるときは、あらかじめ相互に協定して隣接水防管理者に対し応援を要請する。
 - イ 水防管理者は、水防のため必要があるときは、沼津警察署長に対して、警察官の出動を要請する。

② 市長は、必要があるときは、次の事項を示し、自衛隊又は海上保安庁の派遣を知事に、警察官の派遣を沼津警察署長にそれぞれ要求又は要請する。

- ア 応援を必要とする理由
- イ 応援を必要とする人員、資機材等
- ウ 応援を必要とする場所
- エ 期間その他応援に必要な事項

2 人命の救出活動

(1) 人命救出活動の基本方針

- ① 救出を必要とする負傷者等（以下「負傷者等」という。）に対する救出活動は、市長が行うことを原則とする。
- ② 県、警察、自衛隊及び海上保安庁は、市長が行う救出活動に協力する。
- ③ 県は救出活動に関する応援について市との総合調整を行う。
- ④ 市は、市の区域内における関係機関による救出活動について、総合調整を行う。
- ⑤ 自主防災組織、事業所及び住民等は、地域における相互扶助による救出活動を行う。
- ⑥ 自衛隊及び海上保安庁の救出活動は、本章第7節「広域応援活動」に定めるところによる。

(2) 市

- ① 職員を動員し負傷者等を救出する。
- ② 市長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また必要に応じ民間団体に協力を求める。
 - ア 応援を必要とする理由
 - イ 応援を必要とする人員、資機材等
 - ウ 応援を必要とする場所
 - エ 応援を必要とする期間
 - オ その他周囲の状況等応援に関する必要事項

(3) 自主防災組織、事業所等

自主防災組織及び事業所の防災組織は次により自主的に救出活動を行うものとする。

- ① 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- ② 救出活動用資機材を活用し、組織的救助活動に努める。
- ③ 自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携を図り、地域での救出活動を行う。
- ④ 自主救出活動が困難な場合は、消防機関、警察又は海上保安部等に連絡し、早期救出を図る。
- ⑤ 救出活動を行うときは、可能な限り、市、消防機関、警察又は海上保安部等と連絡をとり、その指導を受けるものとする。

第6節 避難活動

津波災害が発生したときの避難対策及び避難生活の基本となる事項を示す。

1 避難対策

(1) 避難対策の基本方針

- ① 津波災害発生時においては、要避難地区の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため市は、適切な措置を講じ、住民等の生命、身

体の安全確保に努める。

- ② 情報提供、避難誘導及び避難所の運営にあたっては、要配慮者等に配慮するものとする。
- ③ 避難対策の周知にあたっては、住民において、避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発するものとする。

(2) 情報・広報活動

- ① 市及び防災関係機関は、津波に関する情報の収集及び伝達を的確に行い、その内容は本章第3節「情報活動」に準ずる。
- ② 市及び防災関係機関は、津波に関する情報を的確に住民に広報し、その内容は本章第4節「広報活動」に準ずる。また、自主防災組織等の協力を得て、要配慮者等への的確な情報提供に配慮する。
- ③ 住民は、適切な避難行動のため、同報無線、ラジオ、テレビ等を通じ、可能な限り津波に関する情報を入手するよう努める。

(3) 避難のための指示

① 指示の基準

- ア 市長は、津波災害が発生し又は発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し、避難指示を発令する。
- イ 警察官又は海上保安官は、市長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は市長から要請のあったときは、住民等に対して避難の指示を行う。この場合、警察官又は海上保安官は直ちに避難の指示を行った旨を市長に通知する。
- ウ 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（以下「災害派遣の自衛官」という。）は、災害の状況により、特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対し、避難の措置を講ずる。この場合、自衛官は、直ちに避難の措置を講じた旨を市長に報告する。

② 指示の内容

避難の指示等を行う際は、可能な限り次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化を図る。

- ア 避難の指示が出された地域名
- イ 避難路及び避難先
- ウ 避難の服装、携行品
- エ 避難行動における注意事項

③ 指示の伝達方法

避難の指示を行ったときは、直ちに対象となる地域の住民等に対して同報無線等により放送するほか、警察官、海上保安官、災害派遣の自衛官及び自主防災組織等の協力を得て伝達し、その旨の周知徹底を図る。

(4) 津波からの避難対策

津波による被害を防止、軽減するため、次の措置をとる。

① 市が実施する自衛措置

沿岸地域においては、次の措置をとるものとする。

ア 津波注意報が発表された場合

- (ア) 安全を確保の上、海面の監視及び情報収集を行い、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市長は住民に対して避難指示を伝達するなどの必要な措置をとる。

なお、市長が行う避難指示については、「1 避難対策」の「(3) 避難のための指示等」に準ずる。

- (イ) 住民、漁業・港湾関係者等に津波注意報を適切な手段により迅速に伝達し、ラジオ及びテレビによる報道並びに市が広報する情報に注意するよう呼びかける。
- (ウ) 海水浴客、釣人及びサーファー等（以下「海水浴客等」という。）に対し、避難指示の伝達に努める。

イ 大津波警報・津波警報が発表された場合

市長は、直ちに住民、漁業・港湾関係者等及び海水浴客等に対して、あらゆる手段をもって避難指示を伝達するなどの必要な措置をとる。

ウ 震度6弱以上の強い揺れを感じた場合

市長は、直ちに要避難地区にある住民、海水浴客等に対して、避難指示を伝達するなどの必要な措置をとる。

エ 津波注意報又は津波警報は発表されていないが、震度4程度以上の強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合

(ア) 海面の監視

気象官署から津波警報・注意報並びに津波予報が届くまでの間、少なくとも30分間は、安全を確保の上、海面の状態を監視するものとする。

(イ) 報道の聴取

揺れを感じてから少なくとも1時間は、ラジオ及びテレビによる当該地震又は津波に関する報道を聴取するものとする。

(ウ) 避難の指示等

海面の監視、報道の聴取により、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市長は、住民、海水浴客等に対して避難指示を伝達するなどの必要な措置をとる。

(エ) 遠地津波が発生した場合

気象庁から発表される津波到達予想時間・予想される津波の高さに関する情報などの津波情報に注視し、情報収集や警戒体制の確立、海面の監視など必要な措置をとる。

津波注意報又は津波警報が発令された場合には、上記の必要な措置をとる。

住民、漁業・港湾関係者、海水浴客等に対して、遠地津波の特性（最大波が第1波のかなり後に襲来することがある、津波の継続時間が長いなど）を周知し、避難等の必要な措置に万全を期す。

② 住民等が実施する自衛措置

ア 海浜付近の住民及び海水浴客等は、強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、避難指示を受けるまでもなく、直ちに海浜から離れ、高台、避難地等の安全な場所に避難する。また、強い揺れを感じなかった場合でも、津波警報が発表されたときは、同様に直ちに安全な場所に避難するものとする。

イ 海水浴客等は、上記アの他、津波注意報が発表された場合にも直ちに海浜付近から離れるものとする。

(5) 警戒区域の設定

① 設定の基準

ア 市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

イ 警察官又は海上保安官は市長（権限の委任を受けた市の職員を含む。）が現場にいない時、又は市長から要請があったときは、警戒区域を設定する。この場合は、警察官又は海上保安官は、直ちにその旨を市長に通知する。

ウ 災害派遣を命じられた自衛官は、市長（権限の委任を受けた市職員を含む。）、警察官又

は海上保安官が現場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を市長に通知する。

② 規制の内容及び実施方法

ア 市長、警察官、海上保安官及び災害派遣の自衛官は、警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講ずる。

イ 市長、警察官、海上保安官及び災害派遣を命じられた自衛官は、協力して住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯、防火のためのパトロールを実施する。

(6) 避難地への市職員等の配置

市が設定した避難地には、避難誘導、情報伝達、応急救護等のため市職員（消防団員を含む。以下この章において同じ。）を配置する。また、必要により市職員は警察官の配置を要請する。

(7) 避難の方法

災害の状況により異なるが、徒歩による避難を原則として、以下の方法により避難する。

① 要避難地区の住民は、直ちに津波危険予想地域外の安全な場所へ避難する。

資料編「要避難地区一覧表（津波危険予想地域の部）」

② 上記避難を行うための十分な時間が無い場合には、最寄りの津波避難施設（津波避難ビル、津波避難タワー、人工高台（津波避難マウント）等）へ避難する。

③ 要避難地区以外の住民であっても、災害が拡大し危険が予想される時、出火防止措置を講じた後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。

(8) 幹線避難路の確保

市は、職員の派遣及び警察官、自主防災組織等の協力により、幹線避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図るものとする。

(9) 避難地における業務

① 避難地に配置された市職員等は、自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。

ア 津波等の危険の状況に関する情報の収集

イ 津波等に関する情報の伝達

ウ 避難者の把握（避難者数、氏名、性別、年齢、住所、連絡先等）

エ 必要な応急救護

オ 状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への移動

② 市が設定した避難地を所有し、又は管理する者は、避難地の開設及び避難した者に対する応急救護に協力するものとする。

(10) 避難状況の報告

① 市は、自主防災組織及び避難地の施設管理者から直接又は当該地区を管轄する警察署を通じて次に掲げる避難状況の報告を求める。ただし、要避難地区以外の地域にあつては、原則として次のイに関する報告を求めないものとする。資料編「避難報告書」

ア 避難の経過に関する報告—危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。

(ア) 避難に伴い、発生した危険な事態、その他異常な事態の状況（場所、人員を含む。）

(イ) 上記事態に対し、応急的にとられた措置

(ウ) 市等に対する要請事項

イ 避難の完了に関する報告—避難完了後、速やかに行う。

(ア) 避難地名

(イ) 避難者数

(ウ) 必要な救助・保護の内容

(エ) 市等に対する要請事項

- ② 市長は、避難状況について知事へ報告する。

2 避難所の設置及び避難生活

市は、避難を必要とする被災者の救助のために避難所を設置するとともに、避難所ごとにあらかじめ定めた運営体制等に沿って、円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難施設の管理者等の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。

避難所の運営に当たっては、避難所ごとに予め定めたルールやマニュアル、市の「避難所運営マニュアル」や「避難生活の手引き」・「避難所運営マニュアル」（静岡県）、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（内閣府）等を参考として、要配慮者及び居室・トイレ等の衛生環境の保持に配慮するものとする。

(1) 避難所の設置

① 避難生活者

災害によって現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、居住する場所を確保できない者を対象とする。

② 設置場所

ア 津波などの危険のない地域に設置する。

イ 市は、避難所の被害状況及び安全性を確認のうえ、避難所を設置する。

ウ 高齢者及び障がいのある人など、援助が必要な者は、事前に指定した社会福祉施設等の活用を考慮する。

エ 状況に応じ、公的宿泊施設又は民間宿泊施設等を確保する。

オ 状況に応じ、船舶を宿泊施設として活用する。その場合は、県を經由して中部運輸局静岡運輸支部に船舶のあっせんを要請する。

カ 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は当該地域の避難所を維持することの適否を検討するものとする。

③ 福祉避難所

ア 市は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、公示するものとする。

イ 市は、要配慮者の要配慮特性に応じ、すべての要配慮者を受け入れることができるよう、福祉避難所を確保するものとする。

ウ 市は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）」に基づいた「市福祉避難所設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。

エ 市は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災組織、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、要配慮者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知するものとする。

オ 市は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、協定を結ぶものとする。

④ 2次的避難所

2次的避難所は、市の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を受け入れ、健康を回復させることを目的とするものである。

ア 市は、大規模な災害により多数の市民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、避

難者を受け入れるため、宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。

イ 市は、大規模な災害により、事前に協定を締結した宿泊施設だけでは2次的避難所が不足する場合、速やかにその確保に努める。

⑤ 設置期間

市長は、津波情報等による災害発生の危険、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建築状況等を勘案し、県と協議して設置期間を定める。

⑥ 避難所の運営

ア 市、自主防災組織及び避難所の学校等の施設の管理者は、協力し合い避難所を運営する。

イ 避難所には避難所等の運営を行うために必要な市職員を配置する。また、避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。

ウ 避難所での避難生活の運営に当たっては女性の参画の推進を図るとともに、要配慮者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、プライバシーの確保等に配慮するものとする。

エ 自主防災組織は、避難所の運営に関して市に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的な秩序ある避難生活を送るよう努める。

オ 運営が軌道に乗り次第、市、自主防災組織及び避難所の施設管理者中心の運営から、避難所利用者中心の体制に切り替える。市、自主防災組織及び避難所の施設管理者は運営をサポートする。

カ 市は、援助が必要な者の保健福祉に対する要望を把握し、保健福祉サービスの提供に努めるとともに、避難生活が困難な者の社会福祉施設等への移送に努める。

キ 生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

ク 食事のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、県を通じ、国等へ報告を行うものとする。

⑦ その他

ア 災害救助法に基づく実施事項は、「共通対策編」による。

イ 市管理施設の避難所としての利用については、「共通対策編」に準ずる。

(2) 避難生活

避難所における避難生活は、自主防災組織等を中心に相互扶助の精神により自主的に運営するものとする。このため自主防災組織等は炊き出し、給食、給水、応急救護、地域情報の収集、清掃等の活動の役割分担を早急に確立し、秩序ある避難生活を送るようつとめるものとする。

第7節 広域応援活動

広域かつ激甚な災害に対応する市、県、自衛隊等の広域応援活動の概要を示す。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入は、別に定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

1 市

(共通対策編 第3章 第24節 「応援協力計画」に準ずる。)

2 自衛隊の支援

(共通対策編 第3章 第26節 「自衛隊派遣要請計画」に準ずる。)

3 海上保安庁の支援

(共通対策編 第3章 第27節 「海上保安庁に対する支援要請計画」に準ずる。)

第8節 地域への救援活動

日常生活に支障をきたしたり災者等に対して行う防疫活動について、市、自主防災組織、市民等が実施する対策を示す。

防疫活動

(1) 市

- ① 知事の指示により必要な防疫活動を行う。
- ② 津波浸水地域については被災後、速やかに状況に応じた防疫活動を行う。
- ③ 知事により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第31条に基づき生活用水の供給を制限又は禁止すべきことがその管理者に命ぜられた場合、使用者に対し生活用水の供給を行う。
- ④ 防疫薬品が不足したときは、卸売業者等から調達するほか、県に対し供給の調整を要請する。
- ⑤ 厚生労働大臣が定める疾病のまん延予防上、緊急の必要があると認められる場合、知事の指示に基づき臨時の予防接種を行う。
- ⑥ 地震による災害のため防疫機能が著しく阻害され、市が行うべき防疫業務が実施できないとき、また不十分であるときは、県に代執行を要請する。
- ⑦ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の定めにより、知事から指定された場合、市は次の措置をとる。
 - ア 感染症患者及び保菌者の早期発見並びに感染症の発生防止のため、検病調査及び検病調査の措置を講ずる。
 - イ 感染症が発生したとき、又はそのおそれのあるときは、発生状況を調査し、感染症伝播の媒介となる飲食物の販売、授受の禁止等又は廃棄及び多数の人の集合する場所に予防上必要な設備を設置する等の必要な防疫措置を講ずるとともに、汚染場所・物件の消毒家用水（井戸水等）の消毒・ねずみ族・昆虫の駆除等必要な防疫指導を行う。

(2) 実施要領

- ① 防疫班の編成及び能力（資料編「防疫班編成基準表」）
- ② 実施基準

被災により、環境衛生が低下し、感染症発生のおそれがある場合は、次に該当する地域から優先実施するものとする。

- ア 下痢患者、有熱患者が多発している地域
- イ 避難所
- ウ 浸水地域その他衛生条件が良好でない地域

(3) 市民及び自主防災組織

飲食物の衛生に注意して、感染症及び食中毒の発生を防止する。

(4) 関係団体

飲食物に起因する感染症及び食中毒の発生防止について、市から要請があった場合は、積極的に協力を行う。

第9節 市有施設及び設備等の対策

災害応急対策及び災害応急復旧対策の遂行上重要な市有施設、設備等の速やかな機能回復を図るための措置を示す。

公共施設等

(1) 河川及び海岸保全施設

① 被害情報の収集・施設の点検・情報連絡

パトロール等により被害情報の収集、水門等管理施設の機能の点検等を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。

② 水門等の操作

津波の危険のある地域においては、必要に応じて水門等の閉鎖操作を行う。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。

③ 応急措置の実施、2次災害の防止

従前の防災機能が損なわれ2次災害のおそれがある施設について、水防活動等必要な応急措置を講ずる。

④ 資機材の確保、応急復旧工事の実施

施設の重要度を勘案のうえ、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、仮工事等の応急復旧工事を実施する。

⑤ 住民への連絡

避難等が必要な場合は、速やかに当該地域の住民へ状況の連絡に努める。

(2) 港湾及び漁港施設等

① 被害情報の収集、施設の点検、情報連絡

パトロール等により岸壁等港湾及び漁港施設の被害情報の収集施設機能の点検を行うとともに、港湾及び漁港施設利用者に対し被害状況の調査及び点検の実施を要請する。また、関係機関に情報を連絡する。

② 水門等の操作

津波の危険のある地域においては、必要に応じて水門等の閉鎖操作を行う。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。

③ 応急措置の実施、2次災害の防止

危険箇所への立ち入り禁止措置や陸閘・水門等の機能欠損箇所における応急修繕等の応急措置を講ずる。

④ 緊急輸送路岸壁の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施

緊急輸送路岸壁の早期確保を最優先し、必要に応じ、「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、必要な応急工事を実施する。

また、港湾及び漁港施設利用者に対し、港湾機能の障害となるもの等への早期対策を要請する。

(3) 工事中の公共施設、建築物、その他

津波の危険のある地域においては、工事を中止し、必要に応じて安全確保のための措置を講ずる。ただし、作業員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。

(復旧・復興については、共通対策編 第4章災害復旧計画によるものとする。)